

成年年齢引下げに係る消費者啓発事業
企画提案コンペに関する質問への回答

【質問1】

(2) Web 広告に表記された SNS 広告については、マストでしょうか？
若者の利用頻度の高い SNS が他にあれば、現状指定の SNS 広告の種類やタイプを変更、差し替えさせて頂いてもよろしいでしょうか？

【回答1】

業務仕様書で指定する Web 広告について、SNS の種類や広告タイプの変更は不可としていますので、仕様書に記載の内容を実施してください。
なお、他の SNS 広告を追加して実施することを妨げるものではありません。
その場合、業務仕様書 4 (3) の業務に係る提案としてください。

【質問2】

過去に若年層の消費者トラブル啓発を目的に SNS 等 Web 広告を実施された内容（セグメント・広告の種類及びタイプ・時期・インプレッション及びクリック数等成果）について、ご教示ください。

【回答2】

- ・ 広告の種類及びタイプ
LINE（ディスプレイ広告）、Instagram（動画広告）、Twitter（プロモツイート広告）、Google（ディスプレイ広告）、Youtube（インストリーム広告）
- ・ セグメント：三重県内の 10 代から 20 代の若者
※Google 及び Youtube については、セグメント設定の都合上 34 歳まで
- ・ 時期：令和 3 年 2 月 10 日から約 1 カ月間
- ・ 総インプレッション数：約 114 万回
- ・ 総クリック数：約 2400 回

【質問3】

広告配信目標として今回挙げられているインプレッション数 400 万回以上、クリック数 3 万回以上については、実績等から裏づけされた数値でしょうか？
指定の SNS 広告の種類及びタイプ、セグメントでは、かなり厳しい数値であるという認識をもっておりますが、いかがでしょうか？

【回答3】

実績から裏付けされた数値ではありませんが、ディスプレイ広告や SNS 広告のクリック率の平均値が 0.3~1%程度で変動すると仮定したうえで、若年者に「成年年齢の引下げに係る消費者トラブルへの注意喚起」と「消費者ホットライン 188」を広く周知するという本事業の実施目的の達成のために必要な数値として設定しています。

【質問４】

三重県様にて想定されている中間報告書、業務完了報告書の様式について、ご教示ください。

また、過去の実績があれば教示ください、参考にさせていただきます。

【回答４】

中間報告書及び業務完了報告書について、具体的な様式を定める予定はありませんが、報告書に必ず記載いただきたいことは業務仕様書４（４）納品物のおりです。実施した広告についての主観的な評価ではなく、数値やデータなどを用いた客観的な評価や考察を行っていただきたいと考えています。

【質問５】

三重県様にて配布を予定している啓発チラシについて、デザインデータにて支給ください。

【回答５】

県内の高等学校及び特別支援学校の生徒に対するチラシの配布については、企画提案を行っていただくにあたり、類似の事業が重複することを防ぐために仕様書に記載したものです。チラシは１２月中旬に配布予定であり、現在制作中ですが、本事業には含まれないものであることから、詳細に関する回答は行いません。

なお、本事業の契約後、事業の実施にあたり必要となる場合は、データ等の提供は可能です。

【質問６】

Web広告や広報含め、実施期間は、指定の令和４年２月２８日（月）から令和４年３月２７日までという認識でよろしいでしょうか？

【回答６】

ご認識のとおりです。

【質問７】

三重県の啓発用Webサイト（１２月以降運用開始）についての掲載内容や仕様等について、現在公開可能な部分のみで結構ですので、ご提示ください。

【回答 7】

以下の Web サイト（消費者啓発専用 Web サイト制作事業企画提案コンペ公告ページ）をご参照ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/NYUSATSU/m0011700032.htm>

【質問 8】

5 の啓発チラシ、未完成や作成途中であれば、原稿やデザイン検討や確定、入稿、配布時期等制作スケジュールについてご教示ください。

【回答 8】

県内の高等学校及び特別支援学校の生徒に対するチラシの配布については、企画提案を行っていただくにあたり、類似の事業が重複することを防ぐために仕様書に記載したものです。チラシは12月中旬に配布予定であり、現在制作中ですが、本事業には含まれないものであることから、詳細に関する回答は行いません。

なお、本事業の契約後、事業の実施にあたり必要となる場合は、データ等の提供は可能です。